参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和元年５月15日

阪神高速道路株式会社　契約責任者

建設・更新事業本部　今木　博久

〇2019年阪神高速公告第16号

品目分類番号　42

１　当該招請の主旨

本業務は、大阪湾岸道路西伸部の橋梁構造物の建設に関する技術基準等の制定・改定に資する調査研究を行うものである。また、鋼構造、コンクリート構造、基礎構造及び耐震設計に関する有識者による委員会等を組織し、技術基準等の制定・改定案作成に必要な検討、制定・改定案の審査、課題の抽出及び課題に対する課題解決方法に関する検討を行うものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

①　湾岸地域に位置する都市高速道路の橋梁構造物を熟知し、かつ技術基準に精通していること。

②　大阪湾岸道路西伸部事業にて当社が検討している「鋼管集成橋脚」及び「鋼管矢板基礎の合理化」に関する高度な解析又は実験に精通し、ならびに「ＵＦＣ床版」に関する技術的内容に精通していること。

③　鋼構造及びコンクリート構造、基礎構造に関する有識者委員会の組織を有していること、又は過去に有していた実績があること。

が求められる。

一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下「当該法人等」という。）は、

①　阪神高速道路の「東神戸大橋」「天保山大橋」等の長大橋の工事誌、「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の技術図書を編集・発行及び、「神戸建設所管内の技術基準に関する調査研究及び審査業務」にて「湾岸道路西伸部　橋梁設計基準」の改定など、湾岸地域を含む都市高速道路の橋梁構造物を熟知し、技術基準に精通している。

②　「神戸建設所管内の技術基準に関する調査研究及び審査業務」にて「鋼管集成橋脚」及び「鋼管矢板基礎の合理化」に関する高度な解

析又は実験に精通し、ならびに「ＵＦＣ床版」に関する技術的内容に精通している。

③ 鋼構造及びコンクリート構造、基礎構造に関する有識者委員会の組織を現在有している、又は過去に有していた実績がある。

よって、本業務の実施にあたり、当該法人等が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、当該法人等を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、他の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該法人等との契約手続に移行する。

なお、３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する。

２　業務概要

(1) 業務名　　神戸建設部管内の技術基準に関する調査研究及び審査業務

(2) 業務内容　本業務は、大阪湾岸道路西伸部の橋梁構造物の建設に関する技術基準等の制定・改定に資する調査研究を行うものである。また、鋼構造、コンクリート構造、基礎構造及び耐震設計に関する有識者による委員会等を組織し、技術基準等の制定・改定案作成に必要な検討、制定・改定案の審査、課題の抽出及び課題に対する課題解決方法に関する検討を行うものである。

(3) 履行期限　契約締結日の翌日から令和２年８月31日まで

３　応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件

１）企業の形態

参加意思確認書の提出者は以下に掲げる要件を満たしている単体企業又は設計共同体であること。

① 単体企業

・阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

・開札時に阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）における平成29～32年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」 の認定 を受けていること。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に

基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

・参加意思確認書の提出期限日から技術提案書の特定時までの期間において阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

・技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、次の要件を満たす者であること。

・構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

・一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

・構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

・設計共同体の協定書が、説明書に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

２）企業の能力

業務実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

３）配置予定技術者の能力

本業務における配置予定管理技術者の保有資格、手持ち業務の状況、同種業務の実績が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）。

４）業務実施体制

本業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

５）参加意思確認書提出者間の資本・人的関係等

参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

４　技術提案書を特定するための評価基準

(1) 参加表明者の経験

業務実績

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

保有資格、業務実績、業務表彰、専任性

(3) 業務実施方針・留意点等

業務の実施体制、業務実施上の留意点、業務実施手順、ヒアリングによる内容（専門技術力、業務への取り組み意欲、コミュニケーション力）

５　手続等

(1) 担当部署

① 参加意思確認書の提出等に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社　建設・更新事業本部　総務・経理課

（住所）〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目2番4号　中之島フェスティバルタワー・ウエスト８Ｆ

（電話）　06―6203―8888

（FAX）　06―6203―8320

② 参加意思確認書の作成に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社　建設・更新事業本部　神戸建設部　プロジェクト第二課

（住所）〒650―0041　神戸市中央区新港町16―1

（電話）　078―331―9801

（FAX）　078―331―9823

(2) 説明書等の交付期間及び方法

① 交付期間：令和元年５月15日（水）から令和元年６月５日（水）午後４時まで

② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由より、下記サイトからの受領ができない場合は、ＣＤ－Ｒ等により交付するので、事前に上記(1)①の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告）

https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/

③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロ

ードする。

(3) 参加意思確認書の提出期限及び提出方法並びに提出先

①提出期限：令和元年６月５日（水）午後４時

②提出方法：１部を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）により提出すること。
持参する場合は、上記期限までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前10時から12時まで、午後１時から４時まで。

③提出先　：上記(1)①に同じ。

６　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　免除

(3) 契約書作成の要否　要。

(4) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有

(5) 関連情報を入手するための照会窓口　上記５(1)に同じ。

(6) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和元年７月22日（月）午後４時

(7) 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

(8) 詳細は説明書による。

７　Summary

(1) Official in charge of contract of the procuring entity : Hirohisa Imagi, Director of Construction and Renewal Management Headquarters of Hanshin Expressway Company Limited

(2) Subject matter of the contract : Research and examination on technical standards in Kobe Construction Department

(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M. 5 June 2019

(4) Time-limit for the submission of technical proposal documents : 4:00 P.M. 22 July 2019

(5) Contact point for tender documentation: General Affairs and Accounting Group Construction and Renewal Management Headquarters、 Hanshin Expressway Company Ltd. 3―2―4 Nakanoshima, kita-ku, Osaka-shi, 530―0005 TEL 06―6203―8888